

# 大阪市立南百済小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、全ての児童が安心して学校生活を送ることができ、「自ら学ぶ子ども（学力向上）、互いの違いを認め合える子ども（道徳心・社会性の育成）、いきいきと生活する子ども（健康・体力の保持増進）」育成のために「南百済小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、教職員全体の共通理解を図る。
- ② 全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ③ 家庭や地域に対していじめ問題の重要性を広め、連携を図る。
- ④ 家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようとする。

## 3. いじめの未然防止についての取り組み

### ＜基本姿勢＞

いじめはどの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

### ＜取り組み＞

#### (1) 授業改善

- ① 授業中に人が話しているときはその人の目を見て聞くなど、基本的な生活習慣及び学習規律の確立を図る。
- ② 学び続ける教員サポート事業の相互授業公開などの取り組みによって、教員一人一人が指導力の向上を目指し、児童にできる喜び、わかる喜びを実感させる授業を創造する。

(2)自己有用感を高める（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ②違いのよさを認め合い、支え合う児童を育成する。
- ③児童が自ら気づく・学ぶ機会を大切にする。

(3)自尊感情やいじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①発達段階を踏まえた自尊感情の醸成をねらいとする教材を道徳カリキュラムに位置づけて、それらを系統的に指導することを通して、「自分のよいところをクラスのみんなは知ってくれている」と一人一人が感じができるようとする。
- ②春と秋の花いっぱい活動、バケツ稻づくりなどの栽培活動に地道に取り組ませることを通して、生命の大切さや思いやることの大切さを実感できるようとする。
- ③道徳教育や学級活動の充実を図る一方で、非行防止教室を開催するなど外部機関とも連携して、「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる取り組み及び情報モラルの向上を図る取り組みを進める。

#### 4. いじめの早期発見についての取り組み

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

##### <取り組み>

- ①出席を確認する際に一人一人の顔を見て声を聞くこと、ノートを確認する際に文字の乱れやその内容から信号を読み取ること、保健室での様子を共有することなどを教職員一人一人が普段から心がける。
- ②学校、保護者、地域が信頼関係を築き、家庭や登下校時に気になる様子を共有できる体制を構築する。保護者からの相談には、家庭訪問や面談によって迅速かつ誠実に対応する。必要に応じて、教育委員会、こどもサポートネット、こども相談センターなどの関係諸機関と連携して課題の解決に臨む。
- ③6月・11月の第3週目と2月第1週目に、「いじめアンケート」を実施する。それをもとに、児童一人一人と対話して、思いをくみ取る。
- ④休み時間に全員遊びを実施するなどして児童理解を深め、交友関係や悩みなどを把握する。

## 5. いじめの早期解決についての取り組み

### ＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。  
指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

### ＜取り組み＞

- ① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- ③ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤ 事実にかかる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) いじめ対策委員会

#### ①構成

校長・教頭・生活指導部長・教務主任・いじめ対策委員会主担者

いじめ対策委員（学年1名）・当該学年・養護教諭

※いじめ対策委員会は、校長・教頭・生活指導部長が決定。

※事案に応じて、構成メンバーを変更する可能性がある。

#### ②役割

- ア. 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ. いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ウ. いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

#### ③各種調査・研修会の実施について

##### 【各種調査】

○児童対象いじめアンケート調査…年3回（6月・11月・2月）

○学級担任による児童生徒からの聞き取り調査…年3回（7月・12月・2月）

##### 【研修会】

○いじめ基本方針の周知…4月

○生活指導研修会…適宜

○人権教育交流会…11月

## (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学校だよりなどを活用して情報発信を行い、啓発を図る。
- ②いじめ事象が確認された場合、教育委員会に速やかに報告する一方で、学校協議会や民生・児童委員会などの地域諸団体、児童相談所や警察などの関連機関との連携を図る。

## (3) 取り組み内容の検証

- ①毎年2月にいじめ対策委員会の取り組みを総括し、未然防止の推進策・再発防止に関する改善策などについて協議し、次年度の「学校いじめ基本方針」に生かす。
- ②「運営に関する計画」の年度目標に「いじめへの対応」を設定し、学校が認知したいじめについて、解消に向けた対応している割合が100%になるよう取り組みを推進し、職員会議で情報交換することによって取り組み内容を検証する。

## 7. 重大事態への対処

### ① 定義

- ア. いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ. いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ. 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

### ② 対処

- ア. 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ. 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する対策委員会を設置する。
- ウ. 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ. 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## ※ いじめ発見の際の流れ（例）

